

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 5 月 2 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 155 号）の施行による。

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後						改正前					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
1 教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担額						1 教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担額					
各月初日の教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分				利用者負担月額		各月初日の教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分				利用者負担月額	
階層	定義			第1子	第2子	階層	定義			第1子	第2子
略	……略……			…略…	…略…	略	……略……			…略…	…略…
C	A階層を除く当該年度分市区町村住民税課税世帯であって、次の区分に該当する世帯	当該年度分市区町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	…略…	…略…	…略…	C	A階層を除く当該年度分市区町村民税課税世帯であって、次の区分に該当する世帯	当該年度分市区町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	…略…	…略…	…略…
		ひとり親世帯等以外の世帯	<u>10,100円</u>	<u>5,050円</u>	ひとり親世帯等以外の世帯			<u>14,100円</u>	<u>7,050円</u>		
略	……略……			…略…	…略…	略	……略……			…略…	…略…
2及び3						2及び3					
備考						備考					

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、平成30年4月1日から適用する。
- この条例による改正後の立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、平成30年4月分からの利用者負担額について適用し、同年3月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。